～行政機関からお知らせです～
（公正取引委員会（※1）・大阪労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局）

令和8年11月　Vol.21
編集　：　近畿運輸局

荷主企業、トラック運送事業者、商業関係者、自治体の皆様へ

■2024年問題への取組■

1．３機関合同による「合同荷主パトロール」を実施！
１０月・１１月はトラック・物流Gメンの「集中監視月間」です！

【公正取引委員会】【近畿経済産業局】【近畿運輸局】

本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。

「集中監視月間」では、荷主事業者等による製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）の違反行為や貨物自動車運送事業法等の違反の原因となる行為の未然防止等の観点から、荷主事業者等の営業所や物流拠点に対して、公正取引委員会及び近畿経済産業局、近畿運輸局は連携し、合同荷主パトロールを実施するとともに、改正物流法や取適法の周知徹底及び啓発活動を一体的に実施します。

その一環として、令和8年10月8日（木）、3機関合同による合同荷主パトロールの出発式を執り行い、同日、大阪府内の荷主事業者等の営業所及び物流拠点を対象に、取適法や改正物流法の周知啓発を目的とした合同荷主パトロールを実施しました。

また、今般、公正取引委員会及び近畿経済産業局、近畿運輸局は、物流分野の取引適正化に向けた連携を強化するため、「近畿地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置しました。



公正取引委員会HP　近畿経済産業局HP　近畿運輸局HP

2．自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果について【大阪労働局】

全国の労働基準監督署による令和７年の監督指導等の結果を公表します。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、関係法令の周知・啓発、適正な労働条件の確保に取り組みます。

また、トラック運転者の長時間労働の是正のため、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないことについて、発着荷主等に対する要請を行っていきます。

3．持続可能な食品等流通総合対策事業（令和９年度予算概算要求）の紹介【近畿農政局】

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対し、物流効率化・取引適正化の制度整備を後押しとして①標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携等、②産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築等、③中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化等に対する支援を行うこととしています。

※予算成立までに、事業内容及び予算額を変更することがあります。

■長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報提供先はこちら■

公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

中小受託事業者（匿名）から、買いたたきなどの違反行為を行っていると疑われる委託事業者に関する情報を収集しています。

近畿運輸局

意見等の募集窓口

運送事業者やドライバー等から、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要など違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を収集しています。

大阪労働局

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

運送事業者やドライバー等から、荷主・元請運送事業者の都合による長時間の荷待ちに関する情報を収集しています。

長時間の荷待ちはどちらでも可

各機関のお問い合わせ先は、QRコードの読み取り先をご覧ください。

（※1）正式には公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所